



ニッシン債権回収が中小企業信用機構<8489>株式の変更報告書を提出（保有減少）



中小企業信用機構<8489>について、ニッシン債権回収が2月9日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

報告書によると、ニッシン債権回収の中小企業信用機構株式保有比率は、7.97%と4.82%減少した。

報告義務発生日は、2011年2月7日。